

(様式1-2)

広告仕様書(財産)

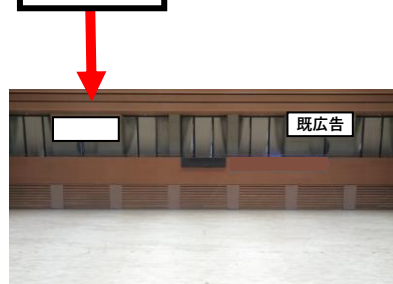
市有財産に広告を掲載するお客様を次のとおり募集します。

■ 広告媒体について

名 称	松山市総合コミュニティセンター 体育館メインアリーナ壁面
施設の所在	松山市湊町7丁目5番地
設置目的	体育館としてのサービスを市民に提供し、スポーツの振興と健康の増進を図ること
開館時間	午前9時～午後9時
休館日	月曜日(祝日除く)・年末年始(12月29日～1月3日)
年間利用者数	121,922人(令和元年度)
広告掲出日	令和 3年 4月 1日 (予定)
広告掲出期間	令和 3年 4月 1日 (予定) ～ 令和 4年 3月 31日
内 容	松山市総合コミュニティセンター体育館の運営上、特に支障をきたさない内容のもの
管 理 元	坂の上の雲まちづくり部 スポーツシティ推進課
備 考	使用許可上の違反等がなく、良好な運営状況であると市長が認められる場合には、所定の手続きを経て広告掲出期間を更新することができる。

▼ 画像

今回募集箇所



■ 掲載可能な広告について

掲載位置	掲出方法	広告料(税込)
体育館壁面 左側 縦1.6m×横6.9m 1箇所	<p>広告を掲出しようとする者は、広告掲載申込書に必要事項を記入し、スポーツシティ推進課に申請するものとし、広告の掲出に支障がないと認めた場合に許可する。 広告物の搬入・撤去については下記のとおりとする。</p> <p>① 広告物は市が制作した掲出枠に広告主が制作した広告媒体を掲出する。 ② 広告物の制作・掲出及び撤去費用は広告主が負担する。 ③ バックボードは、厚み5mmのアルミ複合板を使用すること。 ④ 広告物は、インクジェット・カッティングシート等を貼って制作する方法とする。但し、同等の物については協議のうえ定めることとする。 ⑤ 掲出枠内に収まる広告物とすること。 ⑥ 広告物へのライトアップ等を行わないこと。 ⑦ 掲出後における広告物の管理は広告主が行い、利用者に違和感を与えぬよう常に品質の保持に努めること。 ⑧ 広告物の掲出・撤去は利用者に支障をきたさない時間に行い、広告枠及び当該施設に損害を与えないこと。 ⑨ 火災・地震等如何なる自然災害における損害については、すべて広告主が責任を負うこと。</p>	156,000円/年 (ただし、年度途中の場合は、上記金額を基に月割で算出する。)

広告掲載が望ましくない 業 種 ・ 内 容	松山市総合コミュニティセンター体育館の運営上、特に支障をきたすと判断された内容のもの (松山市広告事業実施要綱及び松山市広告掲載基準等による)
募 集 期 間	令和 3 年 3 月 17 日 ～ 掲示枠がなくなるまで随時募集
入 稿 締 切	設定なし

※松山市広告事業実施要綱及び松山市広告掲載基準を守ってください。

※広告料には制作費は含んでおりません。

※広告掲出作業につきましては広告主の責任において指定の場所に掲出してください。

■ 申込みについて

申 込 み 方 法	申込書をEメールまたはFAXで下記へ送付するか、直接担当課にご提出ください。
決 定 方 法	先着順にて決定
申 込 み 締 切	先着順とし、掲出枠がなくなり次第終了
申 込 ・ 問 合 せ 先	坂の上の雲まちづくり 部 スポーツインクシティ推進課 施設 担当
	〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2 電話 089-948-6598 FAX 089-934-1287 Eメール sports@city.matsuyama.ehime.jp